

市立武蔵野会館運営協議会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は市立武蔵野会館運営協議会（以下、本会）と称します。

(事務局)

第2条 事務局を、東京都昭島市中神町1172-1 市立武蔵野会館内に置きます。

(目的)

第3条 本会は、昭島市と共同し市立武蔵野会館の運営を行なうとともに、地域住民のより良い生活環境づくりをめざし、個人・団体・機関が主体的に協力連携して、地域課題解決に向けた活動を通じて新しいコミュニティーづくりに努めます。

(地域)

第4条 昭島市自治会連合会第15ブロックを対象地域とします。

(活動)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するために次の活動を行うものとします。

- (1) 市立武蔵野会館の運営に関すること
- (2) 地域課題解決のために必要と認められる諸活動を行なうこと
- (3) その他、必要と認められること

第2章 構成団体及び構成員

(構成団体)

第6条 本会は次のものを構成団体とします。

- (1) 自治会連合会第15ブロック
- (2) 自治会関係

昭文自治会、日の出自治会、文化自治会、むさしの自治会、
メゾンエクレーレニュー昭島自治会、ブルーミングガーデン昭島自治会、
バーデン昭島自治会、中神団地自治会

- (3) 地区委員関係

瑞雲・昭和中学校地区地区委員連絡会
武蔵野小学校地区委員会

- (4) 学校関係

瑞雲・昭和中学校、武蔵野・つつじが丘小学校

- (5) 子ども会関係

昭文子ども会、文化子ども会、バーデン昭島子ども会

- (6) 老人会関係

むさしのもくせい会、日の出シルバークラブ、文化シニアクラブ、昭文いきいき
クラブ、
メゾンシニアクラブ、バーデン昭島シニアクラブあおば会

(7) 民生児童委員連絡協議会関係

民生児童委員、主任児童委員

(8) 中神北口商店会

(9) 交通安全協会関係

文化支部、むさしの支部、日の出支部

(10) 防犯協会関係

文化支部、むさしの支部、日の出支部、メゾン支部、昭文支部、バーデン昭島支部

(11) 本会の趣旨に賛同し活動実績を有する団体

(構成員)

第7条 本会は、次の者を構成員とします。

(1) 自治会連合会第15ブロック長

(2) 自治会関係 各自治会代表2名以上

(3) 地区委員関係 代表各1名

(4) 学校関係 代表各1名

(5) 子ども会関係 代表各1名

(6) 老人会関係 代表各1名

(7) 民生児童委員、主任児童委員

(8) 中神北口商店会 代表1名

(9) 交通安全協会 各支部代表1名

(10) 防犯協会 各支部代表1名

(11) 本会の趣旨に賛同し活動実績を有する

団体の代表

(12) その他、本会の事業推進のため役員会が必要と認めた人

なお、(2) 自治会関係 各自治会代表の人数には、協議会会長および第15ブロック長は含みません。

(任期)

第8条 構成員の任期は、2年とします。任期中に代表者の交代が行なわれたときは交代することができますが、任期は残余期間とします。但し再任は妨げません。

(権利停止および除名)

第9条 構成員が、本会の名誉を傷つけ、会則に反する行為があった場合は、役員会の委嘱した審査委員会の答申により、期間を定めて当該構成員の権利の行使を停止または除名することができます。

第3章 役員

(役員構成と選出方法)

第10条 本会に次の役員を置きます。

(1) 会長 1名 (2) 副会長 若干名 (3) 事務局長 1名 (4) 副事務局長 1名

(5) 総務 若干名 (6) 会計 2名

第11条 本会に監事を置きます。

第12条 本会に相談役及び顧問を置くことができます。

第13条 役員の選出については、役員会が委嘱した役員選考委員が選考にあたります。

役員選考委員は構成員の活動経歴、運営協議会での活動実績、役員の助言などを参考に検討し、役員選考委員会推薦候補を選定して総会の承認を得ることとします。

尚監事は2名とし構成員中より選出し総会の承認を得ることとします。また顧問は会長経験者とし、会長が委嘱します。

(職務)

第14条 役員などの職務は次の通りとします。

(1) 会長は、本会を代表しすべての会務を総括し、会議の長となります。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時は、会長の指名する副会長がその職務を代行します。

(3) 事務局長は会務を総括し、総会及び役員会の議決事項の推進・調整などの事項を行ないます。

(4) 副事務局長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故がある時は、その職務を代行します。

(5) 総務は事務局、広報、各専門部会を担当し会務の推進に当たります。

(6) 会計は、本会の経理に関する事柄を総括します。

尚監事は、本会の業務・会計を監査し、総会に報告します。

また顧問は会長の要請により役員会に出席することができます。

(任期)

第15条 役員の任期は、2年とします。但し再任は妨げませんが、会長及び事務局長は、3期6年までとし、懸案事項等特別に考慮する事情以外は再任できません。

第16条 役員の補欠の任期は、前任者の残りとします。

第4章 会議

(会議の種類)

第17条 本会は、次の会議を開催します。

(1) 総会 (2) 役員会 (3) 専門部会 (4) 他、必要と認められるもの。

(総会)

第18条 定期総会は年度始めに、臨時総会は役員の過半数をもって発議し、夫々会長が召集します。

第19条 総会は、委任状を含めて、構成員の過半数の出席で成立し、出席者の過半数をもって議決します。尚、可否同数の場合は、議長が決するものとします。

第20条 定期総会の決議事項は次とします

(1) 本会の事業に関する事項

(2) 本会の予算・決算に関する事項

(3) 役員を選出

(4) 会則の制定及び改廃に関する事項

(5) 本会の解散・合併に関する事項

(6) その他重要事項

第21条 総会の議長、議事録署名人は役員を除く総会出席者の中から選出します。
(役員会)

第22条 役員会は、毎月1回開催し総会に順ずる議決機関とし役員の過半数で成立し、出席者の過半数で議決します。可否同数の場合は会長がこれを決めます。

(専門部会)

第23条 本会の事業推進のため次の専門部会を置きます。

- (1) 安全まちづくり委員会
- (2) 美しいまちづくり委員会
- (3) 心と体の健康づくり委員会
- (4) 防災委員会

尚 会館まつり実施に伴い「会館まつり実行委員会」を設置します。

第24条 専門部会は、本会の目的達成のため部会を開催し、年間計画を立案し、部員の協力を得て、地域課題解決に向けた活動を推進します。

第5章 資産

(資産の管理)

第25条 本会の資産は役員会の定めるところにより会長が管理運営します。

(資産の支弁)

第26条 本会の経費は資産をもって支弁します。

第6章 会計

(会計)

第27条 本会の会計は、昭島市の補助金及びその他とします。

第28条 本会の会計年度は、4月から翌年3月までとします。

第29条 本会の渉外費の支出については、都度役員会にて協議します。

第7章 雑則

(会館管理運営規約)

第30条 会館の管理運営については、市立武蔵野会館管理マニュアルに基きます。

(会館利用規則)

第31条 会館の利用については、市立武蔵野会館管理マニュアルに基きます。

(管理人任用規則)

第32条 管理人の任用については、市立武蔵野会館管理員任用規則に基きます。

(見舞金・弔慰金)

第33条 本会から見舞金・弔慰金は支給しません。

付則1 本規約は、平成17年11月3日より実施します。
1 平成19年5月26日 一部改正
1 平成20年5月25日 一部改正
1 平成21年5月17日 一部改正
1 平成24年5月20日 一部改正
1 平成27年5月17日 一部改正
1 令和4年5月15日 一部改正
1 令和5年5月21日 一部改正
1 令和6年5月19日 一部改正